

会 議 録

会議の名称	第1回本庄市緑の基本計画審議会
開催日時	令和2年8月27日（木） 午前10時00分から 午後12時15分まで
開催場所	市民活動交流センター はにぼんプラザ活動室 D・E
出席者	（委員）木下委員、神坐委員、根岸委員、茂木委員、金井委員、小暮委員、 柴崎委員、下岡委員、高橋委員、井上道子委員、三輪委員、 内原委員、櫻井委員、井上悦子委員、小林委員 （事務局）都市整備部 浜谷部長、加藤次長 都市計画課 茂木課長、笠原副参事、 内田課長補佐兼施設公園係長、新井主査
欠席者	なし
議題 （次第）	1. 開会 2. あいさつ 3. 委員紹介 4. 会長・副会長の選出 5. 諮問 6. 議事 （1）計画の目的について （2）審議会の役割について （3）スケジュール （4）緑の現況分析と課題、今後の方向性について 7. その他 8. 閉会
配付資料	（事前送付資料） ・本庄市緑の基本計画審議会委員名簿 ・議案書 資料1：策定の目的等 資料2：審議会の役割（審議会条例） 資料3：スケジュール 資料4：緑の現況分析と課題、今後の方向性 （当日配布資料） ・次第 ・市民アンケート調査（単純集計）
その他特記事項	
主管課	都市計画課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容要旨・決定事項等
事務局	皆様、こんにちは。 本日はお忙しい中、令和２年度、第１回本庄市緑の基本計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。 本来であれば「委嘱状の交付」につきましては、市長より直接お渡しさせていただくところですが、新型コロナウイルス対策として、あらかじめ委員の皆様へ郵送で送付させていただきましたことをご容赦ください。 また、同規則第３条の規定により、本審議会の開催について市のホームページで公表し、審議会の傍聴について定員数を１０名としてご案内したところ今回は傍聴の申し込みはございませんでしたので、ご報告させていただきます。 それでは、吉田市長よりごあいさつ申し上げます。
市 長	(挨拶)
委 員	(自己紹介)
事務局	(出席職員紹介)
事務局	(会長・副会長の指名) 本審議会の会長及び副会長の選出についてですが、会長につきましては、審議会条例第５条第１項により、「会長は委員の互選によりこれを定める」とあり、本日の審議会開催通知と一緒に役員（案）をご提案させていただき、委員の皆様からご承認をいただきましたので、木下委員を会長に選任するとともに、第６条第２項に基づき、会議の議長を務めていただきます。 また、副会長につきましては、会長が指名する者となっていますので、会長よりご指名をお願いいたします。
会 長	本庄市緑の基本計画策定に向けて本審議会では審議を行うにあたり、環境アドバイザーであります神坐委員に副会長をご依頼できればと思います。神坐委員、就任していただけますか。 (神坐委員、了承) 神坐委員、ありがとうございます。皆様の拍手をもって神坐委員の副会長就任について、ご承認を頂きたいと思います。
会長・副会長	(挨拶)
事務局	本庄市長より、本審議会の会長に対して諮問させていただきます。
市 長	本庄市緑の基本計画審議会条例第２条の規定に基づき、次の事項について諮問します。 本庄市緑の基本計画（案）の作成について

	以上、諮問いたします。
事務局	それでは、次第の6議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。
会 長	それでは、当審議会が開会に必要な定数に足りているかを事務局から報告をお願いします。
事務局	審議会条例第6条第3項では審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないと規定しております。本日ご出席頂いております委員数は、会長を含め15名中現在15名でございます。定数に足りていることをご報告申し上げます。
会 長	それでは議事に入ります。 議事の第1号議案「計画の目的について」、第2号議案「審議会の役割について」、第3号議案「スケジュールについて」、一括して事務局より説明をお願いします。
	(第1号、第2号、第3号議案について事務局説明)
会 長	ただ今説明を受けましたが、事務局の説明で何かご質問、ご意見などございますか。
下岡委員	説明の中で、目的そのものが今後10年から20年を目標とした計画であり、それを1年間で決めていくにしてもまとめられるのか。どこかで区切らないといけないのであろうが決められるのか。 継続して見直していく方向にしないと計画だけ、又は形だけ作るという結果になるのではないかと。
事務局	目標期間は20年、中間で10年ということになっているものの、5年後を目途に見直しを行うことを考えている。 この審議会においては、1年程度で策定したいと考えている。
会 長	かつては、2～3年かけて策定していることもあったが、昨今、多くの自治体では概ね1年程度で作成しているのが現状である。 無理があろうかと思うが積極的な意見をいただきたい。5年程度で見直すということなので、そこで市民の意見を反映させるというようなことができればよいのではないかと思います。
下岡委員	長ければ良いとは思わないが、とりあえず決めておこうというのではいけない。これは決めて、これは方向性にしておこうなどと、四角の中に収めてしまうようなことがあってはならないと思っている。
会 長	大枠方向性のみというのは計画ができた後に定期的に具体化させていく検討が必要であり、重要と考えている。
事務局	今回念頭に置いているのは、計画を策定してお終いではなく、ツールとしてどのように活用していくかということに注力していきたいと考えている。 市長が言っていたアップデートも適宜視野に入れて実施していきたい。

内原委員	市民からの意見聴取の方法についてであるが、パブコメや広報、ホームページなどに掲載されると思うが、回答は決まった人が行っているように思う。 今の時代に合った方法、まちづくりや子育て、女性起業家のコミュニティなどの若手メンバーに対しては、ズームなどの意見を聴取する手段が整っているので、世代やコミュニティなど所属する団体ごとに聴取する方法は多様であると思うがどのように考えているのか。
会 長	9月末の意見聴取はどのような形で実施するのか。
事務局	当初は市民ワークショップを考えていたが、コロナ禍でもあり開催が難しいことから、パブコメ前に市ホームページ上で市民の意見聴取を考えている。
会 長	今の意見は、ホームページでは不十分ということであったと思うが、他の方法を考えることができないのか。
内原委員	現場に伝わらないという意見があり、興味を持っている市民を当初から巻き込むような方法が良いと考えている。時間もないが、オンライン等で可能ではないか。
事務局	コロナ禍でワークショップを開催できなかったが、計画策定段階で市民に広く意見聴取を行いたい。この計画をそれぞれのコミュニティに浸透させるには、市ホームページだけでなく、ここに出席しているメンバーの方を中心にして、様々な団体や地域に入って伝え、意見を伺ってもらうこともあるのではないか。 期間もあるが、出来るだけのことは行いたい。
小暮委員	タブレット等でアクセスできる方法があれば様々な意見が取れる。 子供に緑を残したいということであれば、若い世代に聞くべきであり、多様な意見があがってくるような方法を考えて欲しい。計画を策定する段階、特に重点施策を立てる前に市民の多様な意見を聴取して反映させるべきで、その方法を考えて欲しい。
下岡委員	広報やホームページに掲載しても市民の意見は集まらない。ここでは未完のものを作成して意見を求め、修正していくようにした方が、意見がより集まるし具現化しやすいのではないか。 完成品を創ってからでは具体的な意見が出ないのではないか。
柴崎委員	今日の主題である背景や現況課題、今後の方向性について、に移ってもらいたい。
会 長	第1号、2号、3号議案については、今の意見を参考に検討して欲しい。 続きまして第4号議案の緑の現況分析と課題、今後の方向性について、事務局より説明してください。
	(第4号議案について事務局説明)

会 長	ただ今説明を受けましたが、事務局の説明で何かご質問、ご意見などございますか。
柴崎委員	資料４の１ページ目の言葉の定義であるが、「緑の割合」と「緑地率」、この違いは何か
事務局	４ページ目に定義を説明しているが、「緑」とは山林、農地、河川など幅広く捉え、概ね自然的な利用に供されているもの、「緑地」とは施設整備や法規制され永続性が確保されたものとしている。今回の計画では、「緑」の中に「緑地」があると考えていただきたい。
高橋委員	本庄市の人口は、今後２０％程度減少するとともに、都市の中でも二千戸近い空家も生じている中で、維持管理コストが増大となるが誰が負担するのか。 人口と本庄市の歳入というものを捉えないといけないのではないかな。 新駅、本庄早稲田駅が出来たことによって、景観的な変化や朝夕散策する人も多くなり、緑や公園があることによって地域の持つ良さが高まっているものの、本庄市にはそれを維持管理する体力がないのではないかな。 今後どのような手立てが必要か、人口の見込みや維持管理コストのバックデータを通じて探りたい、
事務局	人口減少は現実であり、緑のコストだけでなく他のコストも増加しており、いかにコストを捻出していくかということが課題となっている。 ９ページの「レクリエーションの場となる緑」のところに、周辺の公共施設や民間施設との連携を図るということで、他施設や民間施設で兼ねることができないかということと、民間に補助して維持管理を委ねるということを施策のスキームとして検討していきたい。 官と民間で機能分担をしていくことが求められており、これが課題であると捉えている。この計画でできるかは市民の協力と官の知恵であろう。
柴崎委員	H１５年の本庄市緑の基本計画において施策の方向性を作成しているが、今回の方向性の施策展開の「※実施中」は前計画の施策と整合しているのか。
事務局	実施中とは現在実施している事業であり、当時の施策ではない。
柴崎委員	H１５年策定時の効果等は検証されているのか。検証の結果、効果があり次期計画でも継続的に実施するとしたものなのかが気になる。
会 長	旧計画でどこまでできたのかということを踏まえて新しい計画を立案するのが普通のやり方ではないか。事務局はどのように考えているのか。
柴崎委員	合併前の旧本庄市と旧児玉町で内容が異なっており、それぞれの地域性があり、H１５策定からこれまで実施してきてどれだけの効果があり、緑の保全や創出に繋がっていれば同じように施策を展開すればよいのではないかな。 さらに実施していかなければならない施策が新規になるのではないかな。 道路の緑化には延焼防止機能があるということであるが、本庄駅北口駅前

	通りの国道１７号までの間は、緑を守り、創出するとなっているものの、街路樹が無くなったりしているのはなぜなのか、という疑問もある。
事務局	旧計画の検証は重要であるが、旧計画はかなり古く、今回との建付けが異なっている。旧計画は、どの位の緑の面積を確保するのかという目標値を掲げている。 今回の計画は、ボリュームではなくアウトカムの要素で機能別にまとめており、旧計画との表し方が異なっている。しかし、面積の検証は必要であり、記述内容の確認も必要であると考えている。 視点はボリュームが確保されたということではなく、どのように緑の有する機能が活かされているのかということを考えていかなければならないと思っている。
柴崎委員	民有地を含めた緑の割合が７割ということは、比較的高い値であるが、市街地内には緑が無いというのが本庄市の欠点としてあげられる。それを将来的な目標とするのか、減らさないように努力するのかということが気懸りである。
会 長	民有地の緑も含まれるので、事務局で今後検討して欲しい。
事務局	委員からの意見は事務局としても課題の一つとして捉えており、民有地の緑をどのように支援できるかということの検討に着手し始めたところであり、今後注力していきたい。
内原委員	市街地の緑ということに関して、子育て世代としては、家を建てるにあたって、共働きが増えているので管理が容易ということを考えて庭に木を植えないでコンクリートで駐車場にしてしまうと、木を植えたとしてもシンボルツリー一本程度なので、市街地の緑は減少しているのではないかと。 市民は、人口減少、高齢化でコスト負担が難しい中でも、家に緑がなくても公園や森林に緑や緑の機能を求めることを考えると緑は重要であることを理解していると思う。 民間施設との連携ということであるが、民間の公園や空き地、利用されていないスペースなどを使ってイベントなどを行いたい、実際に利用が可能なのか。実際に利用しようとした場合、どこに問い合わせたらよいのか。
事務局	本庄市の公園内であれば本庄市都市計画課施設公園係、若しくは指定管理者に利用方法や規則等の問合せや相談をすることができる。また、自治会管理の公園もあり、どこを利用したいのかを市都市計画課に問い合わせてもらえば、管理主体や利用にあたっての規則等のお話をすることができる。 営業行為を伴う利用や商業目的の撮影などの場合は、条例で定まっている行為もあり、使用料がかかることもある。 ここで言っている民間活力というのは、利用するだけでなく民間の方が自ら維持管理ができるような仕組みや制度をつくっていききたい。 特に公園と限定せずに、多様な緑の場をレクリエーションの場として市民

	の利用に供するようなことがあれば市に相談して欲しい。
会 長	利用方法が分かり易く周知されていないのではないか。それを分かり易く伝えるのがこの計画の役割ではないか。このような対策を緑の基本計画に盛り込んでもよいのではないかと思う。
内原委員	例えば避難場所となるところは営業目的行為を禁止というような指針があれば考え易い。
下岡委員	全体的な中で、特に機能別視点の5項目の中での絞って議論すべきではないか。1、2、3は全体的な話であり、4、5が市民に直接的に影響を及ぼすのでこれを中心に進めていくべきではないか。 維持管理する人員や費用が限られている中で、大きな公園等でこれまで管理事務所やシルバーなどで管理してきたところは整備・管理し、小規模で利用者が少ないところは廃止や管理しないという方法もあるのではないか。
会 長	今後明確となると思うが、重点施策をどのように決められるのか。
事務局	5の「レクリエーションの場」が主体となると考えている。
小暮委員	具体的な施策の部分であるが、生物多様性を維持する緑の中で、「自然を体験できる機会の充実」は実施中ということで今後の拡充はないのかと思うが、例えば、この中にグリーンツーリズムやマイクロツーリズムなどがあり、市の魅力発信等で市内外の方に知ってもらうということが大切ではないか。 本庄市の緑を維持していくのに市民だけで足りるのかということを見ると、例えば「農泊」ということもあるので、この項目は拡充とすべきではないか。 もう一点、企業や学校などの緑の活動支援においては、企業の有する緑の手入れなどについても支援することを考えてみるのもよいのではないか。 「緑の分析5」のところであるが、上仁手に公園はないのではないか。公園がない集落地欄に字名が漏れている。
事務局	上仁手には公園はない。
会 長	今回の資料の中に、どこで公園や機能が足りていないのか等について詳細に調査されており、是非施策の中に反映させて欲しい。 この審議会が終了した後に、委員の方でご意見があればメール等で何うような方法をとらせて頂ければよいのだが、いかがか。
事務局	意見については広く市民の方々からもいただくので、審議会委員の皆様にも意見をいただくことは可能である。
会 長	それでは、本日の意見を踏まえて修正案を検討して欲しい、というようにさせていただきたい。 以上で議事が終了したので、以後の進行を事務局にお返しする。
事務局	それでは、次第の7「その他」ということで、審議会の議事録について公開するが、事前に委員の方に確認をしていただき、都市計画課のメールアドレス

様 式

	レスまで返信をお願いしたい。 また、意見についても同様にメールで送付をお願いしたい。
副会長	皆様、種々のご意見ありがとうございましたこれを持ちまして第1回本庄市緑の基本計画審議会を閉会とします。
	以上